

令和3年9月3日  
土木部交通安全自転車課

## 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

区立自転車等駐車場の定期利用料金の減免について、平成30年10月の生活保護基準の見直しにより、保護廃止となる者が引き続き特別区民税が非課税となる場合は、生活保護受給者に類するものとみなす旨の経過措置を付則で定めている。

このたび、令和3年9月30日をもって国の激変緩和期間が終了することから、区における経過措置を廃止するため、世田谷区自転車条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

区立自転車等駐車場の利用料金の減免について、生活保護基準の見直しによる経過措置を定めた付則を削除するとともに、あわせて規定の整備を行う。

### 3 施行予定日

令和3年10月1日

### 4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区自転車条例 昭和59年3月13日条例第14号</p> <p>改正 昭和59年9月28日条例第49号 《中略》 令和2年3月4日条例第22号 <u>令和3年〇月〇日条例第〇号</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第25条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する保護その他これに類するものを受けている者が定期による使用(以下「定期使用」という。)をするとき。— 全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた者が定期使用をするとき。— 5割に相当する額 《中略》</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、昭和59年10月1日から施行する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、東京都世田谷区立駒沢自転車等駐車場の公用開始の日は、区長が定める。(昭和59年5月1日=昭和59年4月23日付 東京都世田谷区告示第80号)</p> <p>3 第24条から第28条までの規定は、第4章の規定の施行の日以後施設の新築又は増築の工事に着手した者について適用する。</p>	<p>○世田谷区自転車条例 昭和59年3月13日条例第14号</p> <p>改正 昭和59年9月28日条例第49号 《中略》 令和2年3月4日条例第22号</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第25条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する保護その他これに類するものを受けている者が定期による使用(以下「定期使用」という。)をするとき。 全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた者が定期使用をするとき。 5割に相当する額 《中略》</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、昭和59年10月1日から施行する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、東京都世田谷区立駒沢自転車等駐車場の公用開始の日は、区長が定める。(昭和59年5月1日=昭和59年4月23日付 東京都世田谷区告示第80号)</p> <p>3 第24条から第28条までの規定は、第4章の規定の施行の日以後施設の新築又は増築の工事に着手した者について適用する。</p>

改正後	改正前
<p>4 第28条から第32条までの規定は、第4章の規定の施行の日以後新たに商業地域等が定められた場合においては、新たに商業地域等となった日から起算して6月以内に次に掲げる工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。</p> <p>(1) 当該商業地域等となった区域内における施設の新築又は増築の工事</p> <p>(2) 当該敷地が当該商業地域等となった区域と既に商業地域等となっている区域以外の区域にわたる施設の新築又は増築の工事</p> <p style="text-align: center;">《削除》</p> <p style="text-align: center;">《中略》</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和3年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年10月1日から施行する。</u></p>	<p>4 第28条から第32条までの規定は、第4章の規定の施行の日以後新たに商業地域等が定められた場合においては、新たに商業地域等となった日から起算して6月以内に次に掲げる工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。</p> <p>(1) 当該商業地域等となった区域内における施設の新築又は増築の工事</p> <p>(2) 当該敷地が当該商業地域等となった区域と既に商業地域等となっている区域以外の区域にわたる施設の新築又は増築の工事</p> <p>5 平成30年9月30日において生活保護法に基づく保護を受けていた者のうち、平成30年厚生労働省告示第317号による改正後の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）又は次に掲げる通知による改正後の生活保護の実施に関する処理基準により、同年10月1日以後に当該保護の廃止の決定を受け、かつ、特別区民税を課されていないものは、当分の間、第25条の2第1号の生活保護法第11条に規定する保護その他これに類するものを受けている者とみなす。</p> <p>(1) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付厚生労働省発社援0904第3号厚生労働事務次官通知）</p> <p>(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援発0904第1号厚生労働省社会・援護局長通知）</p> <p>(3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援保発0904第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）</p> <p style="text-align: center;">《中略》</p>